

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見書を付して、下記のとおり報告します。

記

1. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	備 考
— (13.75)	— (18.75)	10.0 (25.0)	15.8 (350.0)	・数値が算定されない比率は「—」で記載 ・()の数値は早期健全化基準

2. 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	—	・数値が算定されない比率は「—」で記載
工業用地取得造成事業特別会計	—	
住宅用地取得造成事業特別会計	—	

3. 監査委員の意見書

別紙のとおり

令和5年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

	令和5年度 (%)	令和4年度 (%)	早期健全化基準 (%)
① 実質赤字比率	-	-	13.75
② 連結実質赤字比率	-	-	18.75
③ 実質公債費比率	10.0	9.6	25.0
④ 将来負担比率	15.8	-	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

各会計ともすべて黒字決算である。良好な財政運営がなされており、早期健全化基準の範囲内である。

(実質赤字比率 -8.44% (前年度 -9.81%) となっている。)

② 連結実質赤字比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(連結実質赤字比率 -12.04% (前年度 -11.77%) となっている。)

③ 実質公債費比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(実質公債費比率 10.0% (前年度 9.6%) となっている。)

④ 将来負担比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(将来負担比率 15.8% (前年度 -17.65%) となっている。)

(3) 総括意見

令和5年度における財政健全化比率は、前述のとおりで、申し分のない数値となっている。

財政運営としては、数値が表すとおり、堅実な運営が継続されていると言える。財政調整基金をはじめとした基金の状況等から、当分の間においては、問題がないと思われる。

近年の堅実な財政を支えているのは、やはり、ふるさと寄附金収入による影響が大きいのは確かであるが、ふるさと寄附金収入があるとはいえ、返礼品や経費の計上制限などが強化され、今後も制度改正がなされていくことが想定されることから、以前のような多額の寄附金収入は難しくなっていくと思われる。

さて、財政健全化比率の中でも、将来負担比率が前年度の -17.65% から 15.8% へ大幅に増加しているが、これは、一部事務組合等負担等見込額の増加によるものである。この一部事務組合等負担金は、これからも継続的に発生していくことを念頭におくべきである。

また、交付税措置・算定されていた合併特例債等が減少していく中で、地方債償還額も減少していくが、その一方で、町の単独債である一般単独地方債の占める割合が増加していくことが懸念され、今後の義務教育施設をはじめとした大規模改修工事等の実施状況により、数年後に財政が悪化していく可能性も考えられる。

今後の財政状況の変化に対応しつつも、過度なふるさと寄附金や地方債等に依存することなく、新たな財源の確保や行財政改革などを実施し、事業の選択と集中を行いながら、なお一層の効率的かつ費用対効果の高い財政運営に努めることで、通常収支の均衡を目指していくことを望むものである。